

漁業の許可及び取締り等に関する省令第十四条第三項の  
農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の  
報告書の提出期限及び様式を定める件

令和2年11月16日  
農林水産省告示第2232号

漁業の許可及び取締り等に関する省（昭和三十八年農林省令第五号）第十四条第三項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式を次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第十四条第三項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式は、次の表の上欄に掲げる報告書ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる提出期限及び同表の下欄に掲げる様式とする。

報告書	提出期限	様式
沖合底びき網漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第一
以西底びき網漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第二
遠洋底びき網漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第三
東シナ海はえ縄漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第四
大西洋等はえ縄等漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第五
太平洋底刺し網等漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第六
大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書(日本海・九州西部)	翌月の十日まで	様式第七
大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書（北部太平洋・中部太平洋・南部太平洋)(かつお・まぐろ類)	翌月の十日まで	様式第八
大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書（太平洋中央・インド洋)	毎月十日、二十日及び末日まで	様式第九
大中型まき網漁業に係る漁獲成績報告書（太平洋） (かつお・まぐろ類以外)	翌月の十日まで	様式第十
基地式捕鯨業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十一
母船式捕鯨業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第十二
かじき等流し網漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十三

東シナ海等かじき等流し網漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十四
かつお・まぐろ漁業に係る漁獲成績報告書（浮きはえ縄・百二十トン以上）	毎月十日、二十日及び末日まで	様式第十五
かつお・まぐろ漁業に係る漁獲成績報告書（浮きはえ縄・百二十トン未満）	陸揚げ後十日以内	様式第十六
かつお・まぐろ漁業に係る漁獲成績報告書（釣り）	陸揚げ後十日以内	様式第十七
中型さけ・ます流し網漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十八
北太平洋さんま漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第十九
ずわいがに漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第二十
日本海べにずわいがに漁業に係る漁獲成績報告書	翌月の十日まで	様式第二十一
いか釣り漁業に係る漁獲成績報告書	陸揚げ後十日以内	様式第二十二

附 則

この告示は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(令和二年農林水産省令第四十八号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。











































